

喜田議員 皆さん、おはようございます。私からは通告していましたが通告書に基づき、ご質問させていただきます。まず最初に、農業に対する本町の基本的な方針について伺います。現在、牟岐町でも農業の後継者不足による農地の放置や荒廃が進み深刻な問題となっています。新たな意欲のある担い手の支援や早急な農業支援対策の必要性を感じますが、牟岐町として、今後どのような取り組みや支援を行うのか。また、今後の牟岐町の農業に対する基本的な方針は、どのようにお考えか、お聞かせください。また、一昨年に産業課からの提案で“牟岐の農業を考える会”が発足し、昨年より“牟岐の農業を守る会”として、牟岐町の農業の継続や発展のために、新商品の企画や様々なイベントへの参加、また、開催などを行っています。今後、この組織が運営を継続する上で、利益や損失の発生、また、業務の拡大なども考えられます。そこでこの組織に対する牟岐町としての関係性や考え方、そして、今後どのような取り組みや支援を行うのかお聞かせください。また、アサギマダラプロジェクトチームという組織の活動により、たくさんのアサギマダラの飛来が確認され話題になりました。先日開催されました、先程の“牟岐の農業を守る会”とともに活動を行った牟岐たちばなまつりでも新聞にも取り上げられています。このチームの運営についても組織の人員や資金面で厳しい状況と聞いています。町民個人の集まりの組織ではありませんが、牟岐町として支援を行うことができないかお聞かせください。次に老朽化した空き家住宅問題について伺います。総務省発表の平成30年住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は846万戸で、徳島県の空き家数は74万戸、空き家率は全国平均の13.6%を上回る19.4%と、5年前の全国ワースト5位から4位と過去最高の結果となっています。牟岐町では、平成27年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行、平成29年からは「空き家バンク制度」の運用が開始されています。昨年3月議会では、前町長が特別措置法に基づく「空き家対策計画の協議会の設置」を策定し進める答弁をされたとお聞きしています。本町も過疎化の波が進み、ますます人口の減少に拍車がかかり、この空き家対策は深刻な問題ではありますが、個人の財産ということもあり、身長の進め方が必要かと思えます。そんな中でも急務が必要なのは、老朽化して解体しないと周辺住民に危険が及ぶ空き家住宅です。そこで次の5点について、本町としての取り組みをお伺いします。1、老朽化した住宅の解体に対する補助金は今後も内容を変更せずに継続がされるのでしょうか。2、年間の住宅解体件数はどのようなものか。3、相続権者がいるにも関わらず、放置され既に崩壊が始まっている住宅への考えは。4、相続権者がいない放置され既に崩壊が始まっている住宅への考えは。5、災害などで崩壊した危険住宅についての考えは。以上、この5点についての回答及び考えをお聞かせください。

一山議長 枳富町長。

(枳富町長 登壇)

枳富町長 喜田議員の農業に対する基本的な方針に関してのご質問にお答えします。まず本町の農業を取り巻く現状ですが、議員ご承知のとおり高齢化の進行や担い手の減少により、生産構造の脆弱化が進むとともに荒廃農地が増加しており、有害鳥獣の被害増加も相まって、ますます農業経営が厳しくなっている現状があります。このような状況が続きますと、中山間地域の環境は変化し農業・農村が持つ国土保全の多面基機能が失われ、防災面からも悪影響が懸念されることから、重大な地域課題であると認識しているところです。今後の具体的な取り組みとしましては、牟岐町総合戦略に基づき、農作物のブランド化支援の取り組みとして、早期米である「ハナエチゼン」の付加価値向上を目指し、「ハナエチゼン研究会」並びにJAとともに関西圏への市場拡大のため、PRを継続的に進めてまいります。また、新たな特産品の開発と合わせた新規就農者や後継者の確保の取り組みを推進するため、耕作放棄地解消作物として「もち麦」の栽培を進めているJAや「牟岐の農業を守る会」と連携して、もち麦の栽培拡大や六次化商品の開発に取り組んでまいります。なお、町全体の基本的な農業の方針については、各地域ごとに農業経営を取り巻く状況の違いがありますので、まずはそれぞれの地域に応じた農業のあり方を基本として検討し、それをベースとした町全体の農業の将来について、各地域の農業者や後継者・関係団体が一緒になって、協議をする場をつくる必要があると考えています。次に「牟岐の農業を守る会」についてですが、この組織は継続可能な農業のあり方を模索・実践することを目的として、農業後継者や趣旨に賛同する方々により、平成29年に設立された組織で、耕作放棄地解消に向けた取り組みや収穫体験イベント、または産官学の取り組みとして、徳島文理大学と連携してもち麦を活用した商品開発を行っています。牟岐の将来を担う若い農業者で構成された活動的な組織であると認識していますので、牟岐の将来の農業を支えていただくことが可能な人材が集まっている団体として、担い手づくり並びに担い手の確保の観点を鑑み、徳島県並びに関係団体とともに必要に応じてできる限りの支援をしていく考えです。次に「牟岐たちばなまつり」とアサギマダラプロジェクトチームについてのご質問についてお答えします。まず「牟岐たちばなまつり」につきましては、主催者である「牟岐たちばなプロジェクト」が、地域の活性化を目的として地区の魅力や価値の向上を図るため、徳島県のあわの農山漁村（ふるさと）魅力創生事業を活用して趣旨に賛同した各種団体とともに実施した事業です。アサギマダラプ

プロジェクトチームは、地域で活動している団体として協力的に関わっていただき、多くの方々を呼び込む原動力として活動をしていただいたことに関して大変感謝いたしているところです。また、本町としましても、後援として、できるかぎりの人的支援並びに物品の貸与等による支援をさせていただいたところです。今後の「牟岐たちばなまつり」の継続等に関しては、「牟岐たちばなプロジェクト」で決めることになると思いますが、財源としていた県の補助が単年の事業であることから、継続に際し金銭的支援が必要であれば「がんばる地域応援事業」など他の補助金の活用手段もありますので、案内してまいりたいと思います。次に老朽化した空き家住宅問題についての考えはというところで、1番目からお答えさせていただきます。空き家に関する補助金制度については、解体補助として、空き家判定を受け、不良度が100点を超える危険な空き家等の解体費を補助するもので、判定費用は、全額町負担で、延べ床面積の2分の1以上が住宅部分であるものについて、解体費用の5分の4の80万円を限度に補助しています。牟岐町では、平成31年3月時点、空き家数が552戸あり、そのうち利活用可能なものは360戸、除却等の対応をすべきものが192戸となっています。高齢化及び過疎化による人口減少が進んでいることから空き家の発生を抑制していくことについての体制づくりや環境整備も必要であると考えますが、特に重点密集市街地が存在するため、この解消に向けての取り組みが急がれます。防災、防犯等治安の維持、近隣の良い生活環境、地域コミュニティーを維持するためにも、空き家の解消を図っていく必要があります。以上のことから、本事業の重要性に鑑み、内容は変更せず、今後も継続する考えです。次に2番目の年間の住宅解体件数については、平成25年度は6棟、26年度は11棟、27年度は5棟、28年度は12棟、29年度は13棟、30年度は10棟、令和元年度は15棟を除却予定です。合計72棟となっています。現在、空き家事業については、空き家対策総合支援事業の括りで、「牟岐町空き家対策総合実施計画」に基づき、除却事業を実施しています。この計画は、令和元年度から5年度までの5か年で空き家の除去数を55棟との目標を掲げています。令和元年度事業については、前のおり15棟を、令和2年度から5年度については、各10棟ごととなります。また、地域地区の状況から、町を経由しない、補助を求めない個人、民間の除却も相当数あると考えます。次に3番目の項目にお答えします。空き家の実態調査や住民からの苦情等で把握した空き家について、その適正管理を求めるためには、所有者等を調査し特定する必要があります。牟岐町では、固定資産税情報、登記簿情報、戸籍情報、住民票情報等を活用し、空き家の所有者等を特定しています。さらに、所有者等の特定につながる情報がないか、周辺住民への聞き込み、水道管理者、電気会社への照会、病院、施設等への照会、福祉担当部局に協力を依頼したりして、煩雑で専門性の高い事務の中で、その特

定に努めています。そこで、相続権者がいる場合は、管理不全の空き家の状況改善を求める文書の送付、空き家の除却に活用できる補助事業等の周知などの対応を実施して、事業の進捗を図っています。それでも改善が見られない場合は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に先駆け制定した、「牟岐町空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、助言や指導、勧告、命令をし、最終行政代執行に踏み切り、撤去費用を違反者から徴収する手続きを進めることとなりますが、代執行となれば町の対応能力を超えるものとなります。次に4番目の項目にお答えします。牟岐町では、「特定空き家」の指定までは至っていません。相続権者がいない空き家の場合は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」法第14条第10項に基づき、判定指定をして、略式代執行ができることになっています。これについては、撤去費用の回収が望めず、公費投入になります。また、相続放棄等は、ますます増えていくと予想され、それに伴い税負担は増えていくこととなります。次、5番目の項目にお答えします。災害対策についての空き家等については、平常時より所有者を特定し、該当所有者の責任において除却を実施させることが求められます。また、所有者が不明である等の理由で空き家等の除去を行う必要がある場合には、災害対策基本法、さらには災害救助法の適用による対応が可能となっています。老朽化した空き家かどうかに関わらず、災害の場合は、通常は建物所有者の責任で解体が行われ、発生した解体ごみについては、半壊以上のみ市町村が処理することになっています。罹災証明を受けてから解体の決断をされる被災者が多いため、発災から一定期間後に開始しますが、個人情報に抵触する事態やアスベスト等有害物質発生危険性があることも考慮し、原則として所有者との合意形成を踏まえた上で、適切な作業・処理を実施します。以上です。

一山議長 喜田議員。

喜田議員 只今の町長の答弁で、農業の基本的な考え方について、今後も牟岐町の農業を大切にしてください、ますます支援の方も拡充していただき、応援していただくことを願っています。空き家住宅に関しましては、特に危険性がある分に関しては、早急に行っていないといけないと思います。相続権者等の問題もあり、職員の皆さんには大変お手数をおかけするのですが、少しずつ着実に進めていただけたらと思います。これを持ちまして一般質問を終わらせていただきます。